

## 介護保険住宅改修費支給の申請手続きについて

住宅改修費の支給申請にあたっては、下記の必要書類をそろえ、長寿介護課に提出してください。支給方法は、いったん全額自己負担していただき、申請受理後に給付決定分をお支払します。

なお、要介護(支援)認定有効期限外(申請日以前等)に改修された場合には、支給の対象となりませんのでご注意ください。

### <申請に必要な書類>

- ① 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(役場指定用紙)  
支払方法は、原則的にご本人名義の口座への振込みとなります。
- ② 住宅改修が必要な理由書(役場指定用紙)  
被保険者の心身の状況及び住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載します。  
なお、この理由書を作成できるのは下記のような資格を有する者に限られます。  
[理由書を作成できる有資格者]
  - (1) 介護支援専門員(ケアマネージャー)
  - (2) 福祉住環境コーディネーター2級以上取得者
  - (3) 作業療法士
  - (4) 地域包括支援センター担当職員
  - (5) その他介護保険住宅改修について専門的知識を有すると認められる者
- ③ 工事費内訳見積書(被保険者宛のもの)・・・標準様式に順ずるものであれば可  
工事をおこなった箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。
- ④ 着工前写真  
改修の箇所ごとに、日付の入った写真が必要です。
- ⑤ 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの(写真又は簡単な図を用いたもの)
- ⑥ 改修する住宅の所有者の承諾書(役場指定用紙)  
住宅改修をおこなう被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修についての所有者の承諾書が必要となります。
- ⑦ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修同意書(役場指定用紙)
- ⑧ 改修の状態が確認できる写真  
改修の箇所ごとに、日付の入った写真が必要です。
- ⑨ 領収証(原本、被保険者宛のもの)  
領収証の金額は、住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めたものでかまいませんが、この場合は、申請書に記載した「住宅改修に要した費用」が住宅改修の工事種別の住宅改修費用として適切に算出されたことがわかるように、工事費内訳書でその算出方法を明示してください。
- ⑩ 住宅改修の工事内訳書(被保険者宛のもの。③工事費内訳見積書と同じ内容であれば省略可)

①～⑦までの書類を工事着工前に長寿介護課へ申請してください。  
役場から確認の通知をします。  
工事完了後⑧～⑩の書類を役場へ提出してください。

<工事施工業者>

住宅改修の工事を施行する業者に条件はありませんので、市内・市外・県外を問わず、どの業者に依頼されても差し支えはありません。ただし、本人の心身の状態に適した有効な住宅改修をおこなうために、担当の介護支援専門員や理由書作成者と十分に連絡調整をおこなうようにしましょう。

<支給の制限>

- ① 住宅の新築及び増築で新たに居室を設ける場合は、住宅改修費の支給対象となりません。
- ② 入院(所)の場合は、住宅改修が必要ではないので支給されません。ただし、退院(所)後の住宅について、あらかじめ改修しておく必要も考えられますので、事前に役場長寿介護課に確認してください。→住宅改修同意書に記入の上、事前申請時に提出してください。

<支給限度額>

対象となる住宅改修の総費用(上限20万円)について、負担割合証に記載された残りの割合(9割、8割、又は7割)が給付されます。  
なお、一度限度額(上限20万円利用)まで支給を受けると、それ以後は支給を受けることはできません。  
ただし、要介護度が3段階以上あがった場合や転居した場合など、新たに支給を受けることができることもあります。その都度、長寿介護課にご相談ください。

(例：9割、8割の場合)

改修月	改修種別	改修費	支給される額	
			9割相当額	8割相当額
H29.5	手すりの取付	12万円	10万8千円	9万6千円
H30.8	段差の解消	10万円	7万2千円 [(20万円-12万円)×0.9]	6万4千円 [(20万円-12万円)×0.8]
		合計	18万円	16万円

<その他>

- ・ 工事施工業者に依頼せずに、自分で材料を購入し、本人又は家族等によって住宅改修がおこなわれた場合は、材料費のみが支給の対象となります。
- ・ 一つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修がおこなわれた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、それが重複しないようにします。

※ 住宅改修をされる場合は、事前に長寿介護課に、協議して下さい。

問い合わせ先 川西町長寿介護課 電話番号 0745-44-2635 ファックス 0745-44-4780
---------------------------------------------------------------

# 介護保険住宅改修費の支給対象項目

## 1 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防若しくは移動又は移乗動作のために設置するものです。

なお、取付けに際し工事をおこなわないものは福祉用具貸与の対象となります。

## 2 段差の解消

居宅、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差及び玄関から道路までの通路等の段差（傾斜）を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室のかさ上げ等が考えられます。

ただし、福祉用具貸与の「スロープ」又は、福祉用具購入の「浴室用すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等の動力によって段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

## 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては、畳敷から板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が考えられます。

## 4 引き戸等への扉の取替え及び新設

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えに合わせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

## 5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器に取替える場合が一般的ですが、用具購入の対象である「腰掛便座」は除かれます。

また、和式便器から暖房・洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は対象となりません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は保険給付の対象外となります。

## 6 その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ① 手すりの取付け→手すりの取付けのための壁の下地補強など
- ② 段差の解消→浴室の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事
- ③ 床又は通路面の材料の変更→床材の変更のための下地補修や根太補強又は通路面の変更のための路盤整備
- ④ 扉の取替え→扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など
- ⑤ 便器の取替え→便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更など
- ⑥ 転落防止柵の設置→スロープの設置に伴う転落防止のための柵の設置